

# 事業税

## 本試験問題

〔第一問〕問2【資料】1、2、3

甲株式会社（以下「甲社」という。）の第6期事業年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの事業年度）における事業税付加価値割の算出の基礎となる課税標準の算定方法を次の【資料】に留意しながら説明しなさい。

【資料】

- 1 甲社は令和3年4月1日に設立され、L県に本店（設立当初より設置）を、M県に支店（設立当初より設置）及び工場（設立当初より設置）を、N県に支店（令和8年11月1日より設置）を設置し、家具の製造業を行っている。
- 2 甲社は令和6年4月1日からO国においても支店（恒久的施設に相当するもの）を設置し、家具の製造業を行っている。
- 3 甲社の第5期事業年度終了時点の資本金の額は120,000,000円、資本準備金は920,000,000円である。

〔第二問〕問1【資料】1、2、3、4

次の【資料】に基づき、S株式会社（以下「S社」という。）の第1期事業年度の確定申告及び第2期事業年度の中間申告について、各県に納付すべき事業税額を、それぞれの計算過程を明らかにして算定しなさい。

なお、第2期事業年度の中間申告については、前事業年度の事業税額に基づく方法ではなく、中間期間における各県の事務所の異動等の状況を踏まえ、前事業年度の課税標準額を基礎として申告納付すべき税額を算定するものとする。

【資料】

- 1 S社は令和8年1月1日に設立した法人であり、第1期事業年度は令和8年1月1日から令和8年3月31日まで、第2期事業年度は令和8年4月1日から令和9年3月31日までである。
- 2 S社はA県に本社を置き、B県及びC県に事務所を設けて物品販売業を行っている。
- 3 S社の令和8年3月31日及び令和8年9月30日現在において、資本金の額、資本準備金の額及び資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する金額）は、次のとおりである。

|         |             |
|---------|-------------|
| 資本金の額   | 8,000,000円  |
| 資本準備金の額 | 8,000,000円  |
| 資本金等の額  | 16,000,000円 |
- 4 S社の第1期事業年度における法人税の課税標準である所得金額（法人税法施行規則別表四の合計欄(34)の額）は、3,400,000円である。

## TAC予想問題

●全国公開模試〔第一問〕問2

甲株式会社（以下「甲社」という。）の第55期事業年度における法人事業税の算定方法について説明しなさい。

ただし、所得割の課税標準及び具体的な金額については解答を要しない。

【資料】

- ・ 甲社の第55期事業年度は、令和8年10月1日から令和9年3月31日までである。
- ・ 甲社は、A県a市に本店を置き、B県b市及びC県c市に事務所又は事業所を置いている。
- ・ 甲社は開業以来、鉄道事業を専業としている。
- ・ 甲社の第55期事業年度終了の日現在の資本金の額は1,250億2千万円であり、資本金等の額は1,305億5千万円である。  
なお、第55期事業年度の貸借対照表に計上されている資本金の額及び資本準備金の額の合算額は、1,320億3千万円である。
- ・ 甲社は法施行地外に係る投資を含む事業活動は行っておらず、外国に源泉を有する所得は一切ない。
- ・ 甲社は、他の法人と資本関係はなく、いわゆる持株会社に該当しない。
- ・ 法人事業税の税率はA県及びB県は標準税率により、C県はいわゆる制限税率による。
- ・ 上記以外に考慮すべきものはない。

●直前対策講義 補助問題 第1回〔第二問〕【資料】1、2、3、4

次の【資料1】及び【資料2】に基づき、甲株式会社（以下「甲社」という。）の第55期事業年度に係るA県、B県及びC県の事業税額を計算過程を明らかにして算定しなさい。

【資料1】

- 1 甲社の第55期事業年度は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間である。
- 2 甲社の資本金の額は令和9年3月31日現在において1億円であり、法人税法に規定する資本金等の額は1億2千万円である。
- 3 甲社の事業種目は、物品販売業である。
- 4 甲社の第55期事業年度に係る地方税法施行規則第六号様式の中の所得（法人税の明細書（別表四）の「合計欄」）の金額（【資料2】の網掛け部分の欄の金額）は、96,543,210円である。  
なお、法人税額の計算に当たっては、利子等に対する源泉所得税等375,690円のうち、305,078円を税額控除の対象としている。

〔第二問〕問2【資料】1、2

乙野一郎氏は、A県及びB県にそれぞれ事務所を設けて個人として事業を行う者である。次の【資料】に基づき、令和8年度において乙野一郎氏が各県に納付すべき事業税額を、それぞれ計算過程を明らかにして算定しなさい。

【資料】

- 1 令和7年1月1日から同年12月31日までの乙野一郎氏の事業別の収入金額及び必要経費は次のとおりである。なお、必要経費には青色事業専従者に対する給与の金額、その他所得控除の金額を含まない。

| 事業内容   | 収入金額        | 必要経費        |
|--------|-------------|-------------|
| 水産業    | 20,188,200円 | 10,894,100円 |
| 飲食店業   | 12,062,900円 | 9,737,600円  |
| 不動産貸付業 | 15,507,400円 | 11,643,300円 |
| 合計     | 47,758,500円 | 32,275,000円 |

(注1) 水産業は、総トン数10トン以上の動力漁船を用いて魚介類の捕獲採取を行っている

(注2) 飲食店業は、和食レストランの経営を行っている。

(注3) 不動産貸付業に係るアパートの室数は4室、住宅用土地の貸付契約件数は4件、貸付総面積は2,000平方メートルである。

- 2 令和7年中における事務所の所在地及び従業者数は次のとおりである。なお、従業者には、乙野一郎氏と生計を一にする親族及びアルバイトを含む。

(単位：人)

| 事業内容   | 所在地 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月  | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|--------|-----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|-----|-----|-----|
| 水産業    | A県  | 16 | 16 | 16 | 7  | 7  | 11 | 11 | 11  | 7  | 7   | 7   | 11  |
| 飲食店業   | A県  | 3  | 3  | 3  | 3  | 3  | 3  | 3  | 4   | 4  | 4   | 4   | 4   |
| 不動産貸付業 | B県  | —  | —  | —  | —  | 1  | 1  | 1  | 1   | 1  | 1   | 2   | 2   |
| 飲食店業   | B県  | 3  | 3  | 3  | 3  | 3  | 3  | 2  | (2) | —  | —   | —   | —   |

(注1) 上記の従業者数は各月の末日現在における従業者数である。なお、( ) 内の数値はB県の飲食店業の廃止日現在の従業者数である。

(注2) B県の不動産貸付業は、令和7年6月11日に事業を開始した。

(注3) B県の飲食店業は、令和7年8月28日に事業を廃止した。

●実力完成答練 第3回〔第二問〕問1【資料】1、3

甲はA県及びB県において事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を設け、医師として個人病院を平成25年より営むほか、クリーニング店の経営及びマンションの貸付を平成28年より併せて営んでいる。

また、甲は令和5年8月10日、父の相続によりC県に所在する鯉の養殖設備を相続し同日より鯉の養殖場を営んでいる。

以下の【資料】に基づき、甲の令和7年の事業の所得に基づく事業税額について、各県に納付すべき事業税額を、それぞれ計算過程を明らかにして求めなさい。

【資料】

- 1 甲の令和7年1月1日から同年12月31日までの事業別の収入金額及び必要経費の額は次のとおりである。

(単位：円)

| 業 種        | 収入金額        | 必要経費        |
|------------|-------------|-------------|
| 個人病院       | 126,987,590 | 72,986,200  |
| クリーニング店の経営 | 18,196,520  | 15,416,120  |
| マンションの貸付   | 17,519,080  | 14,594,030  |
| 鯉の養殖場      | 21,316,520  | 18,649,650  |
| 合 計        | 184,019,710 | 121,646,000 |

(注1) 必要経費には、青色事業専従者に係る給与は含まれていない。

(注2) マンションの貸付は、12世帯収容のものであり、令和7年を通じてそのすべてを貸付けている。

- 3 令和7年における事務所等の所在地及び各月末日の従業者数(A県a<sub>1</sub>市の個人病院に医師として従事する甲及び生計を一にする親族を含む。)は次のとおりである。

(単位：人)

| 業 種        | 所在地                 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|------------|---------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 個人病院       | A県 a <sub>1</sub> 市 | 8  | 8  | 8  | 8  | 7  | 7  | 8  | 8  | 9  | 10  | 10  | 10  |
| クリーニング店の経営 | A県 a <sub>1</sub> 市 | 3  | 3  | 3  | 3  | 4  | 4  | 7  | 7  | 5  | 4   | 4   | 4   |
|            | C県 c <sub>1</sub> 市 |    |    |    | 3  | 2  | 4  | 5  | 5  | 3  | (1) |     |     |
| マンションの貸付   | B県 b <sub>1</sub> 市 | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 2  | 2  | 1   | 1   | 1   |
| 鯉の養殖場      | C県 c <sub>2</sub> 市 | 3  | 3  | 3  | 3  | 3  | 4  | 4  | 4  | 4  | 3   | 3   | 3   |